

論文内容の要旨

論文題目 クレーム解釈における均等論の位置づけとその役割

氏名 大友信秀

特許の権利範囲は、クレームという特許文書中に自らが権利範囲として特定することを記した部分をもとに解釈、特定される。しかし、このクレームは文字によって表現されているため、発明という物理的に形を持たないものを適切に特定することは困難である。そのため、特許権侵害の判断に際しては、クレームの文言に厳格に縛られずに行う判断手法が用いられている。そのうち、最も重要なものの一つがいわゆる均等論と呼ばれる判断手法である。

均等論は明文に規定があるわけではなく、判例によって発展した法理である。その歴史はクレーム解釈よりも古く、米国では最初の特許法が成立した 1770 年以後、常に考慮されてきたと言っても過言ではない。同国においては、特許保護範囲を確定する第一義的役割をクレーム解釈に譲った後も均等論が消滅することはなかった。また、ドイツにおいても 1890 年法以後、クレームによる保護範囲の解釈が義務づけられたにもかかわらず、ときに均等論と混同される拡張解釈の発展を見た。日本においても昭和 34 年改正前まではクレーム制度と均等論は密接な関係を保ちながら発展してきた。

このように長い歴史を有する法原理であることから、これまでも均等論に関する研究は数多くなされてきた。しかし、その法的性質、適用要件はいまだ確定していない。その原因は、各国における通史的研究と比較法研究の不足にあると考えられる。したがって、米独日の各国について、通史的に考察を行った後、各国における均等論の適用要件を比較する。

米国とドイツは、特許制度創設時に一時期クレームではなく、明細書によって権利範囲を特定する時期を経験している点が共通している（米国は 1870 年法より前の時期。ドイツは、1877 年法下における時期。）。そして、その後クレーム制度が導入された後もしばらくは、クレームの権利範囲特定機能が強力には発揮されず、権利範囲は特許文書全体から把握されていた点でも共通している。そこでは、特許の権利範囲に特許文書全体に示された技術と均等な範囲が当然含まれると考えられており、侵害の判断は均等論を中心になされていた。そのため、特許文書全体、特に実施例から発明の本質を捉えるという方法が発達した。

クレームが権利範囲確定機能を発揮しようとするほど、それまで原則的に適用されていた均等論との調整が困難となってきた。ドイツは、このような問題を解決するために、クレームの権利範囲確定機能を緩和させる道を選択した。これが二分説導入の目的であった。ただし、ドイツにおいては、クレームの権利範囲確定機能の緩和を極端に行ったため（一般的発明思想の導入）、そもそも均等判断という手法がなくとも権利範囲を拡張できるようになったことには注意が必要である。

米国においては、*Graver Tank* 連邦最高裁判決が均等論についての基準を示した。しか

し、そこで示されたのは均等論の存在を否定しないということと、均等判断基準である3要素一致テストのみであった。客観的に保護範囲を確定する役割を有するクレーム解釈と均等論の関係については、均等論に主観的要件を取り込むことでしか説明できなかった。

このように、ドイツがクレームの機能を緩和させることにより、拡張解釈を可能としたのに対して、米国は一見、クレームの文言解釈を原則として、これに対する例外的解決方法として生き残らせる道を選んだようにも見える。

これに対して、日本においては、クレームの機能そのものが曖昧で、大正10年法期まで一貫して、権利範囲は特許文書全体から判断されていた。そして、この場合に原則的判断手法として適用されていたのが、均等論であった。

均等論は、積極的要件だけでなく消極的要件を有する。なぜ積極的要件のみで均等は把握できないのだろうか。それは、均等というものが、特定の基準から価値中立的に広がる概念であることが原因となっている。すなわち、特許文書全体を基準として均等を把握する場合には特許文書全体を中心とした拡張が行われ、クレームを基準とする場合には、クレームを中心とした拡張が行われるからである。

均等論の性質を解明する手掛かりになるものとして米国における逆均等の法理がある。逆均等は、特許文書を基準に均等判断をした場合にその拡張範囲がクレームの記載と矛盾を引き起こす場面を説明したものである。これは、均等論が価値中立的に行われているため、特許文書を基準とした場合には、クレームという価値に無関心であるために生じる問題である。これと同様のことは、米国特許法112条6段に従った機能的クレームの文言解釈においても生じる。機能的クレームの場合には、明細書中の実施例を基準に拡張が行われるため、基準となっていないクレームから見れば縮小されるという減少が生じるのである。通常であれば、クレーム文言を超える方向への拡張も生じ得るが、機能的クレームの場合には、基準となっている実施例よりクレーム文言のほうがはるかに広い概念であるためそのような結果が生じないのである。

均等論には何等かの消極的要件が必要とされるが、公知技術の抗弁も審査経過禁反言もともに本来はクレーム解釈もしくは技術範囲の解釈に密接に関わるものであった。公知技術と審査経過というものの性質を検証することで、均等論をとりまく特許の権利保護範囲の解釈がクレーム解釈と均等論という性質の大きく異なるものを混在させながら発展してきたことが理解できる。

これら米国、ドイツ、日本におけるクレーム解釈及び均等論の発展経緯から明らかになったクレーム解釈及び均等論の位置づけをもとに、均等論の問題のうち解決されていない問題を検討する。

一つ目は、均等判断の基準時の問題である。この基準時は、各国の均等論がその呼び名とは関係なく、クレーム解釈と均等判断のどちらの性質を有するかで決定されることを検証する。クレーム解釈に近い性質を有する場合には出願時と親和性があり、均等判断という具体的比較方法に近い場合は侵害時となる。これに対して、現在のドイツの実務が基準時をどち

らにしているのか不明な原因は、まさに、ドイツの実務がこれらの中間にあるからであることも、上記検討から明らかになる。

二つめは、均等論と公知技術との関係である。ポールスプライン最高裁判決は、均等論の消極的要件として公知技術による抗弁を第4要件として示した。この点、公知技術を理由に均等論を制限する法理、判断法には、米国における逆均等、ドイツにおける自由技術水準の抗弁及び **Formstein** 抗弁がある。また、日本においては、公知技術が均等範囲の制限としてのみではなく、クレームの文言範囲の制限としても働く。

公知技術がクレームの文言範囲を制限する機能を有しているのが日本に限られるのは、次の理由による。すなわち、ドイツではクレームの文言範囲に関して裁判所が判断することを許さない実務が発達したため、特許発明の範囲に公知技術が入る場合であっても、クレーム文言を最も狭く解した範囲をさらに無効としたり、これを制限するということが許されない。

三つ目は、審査経過禁反言の性質に関してである。審査経過禁反言は、審査経過をクレーム解釈に利用できる国において発達したが、米国においては衡平法的性質を経て、現在では客観的に技術範囲を特定するために利用される。これに対して、日本における審査経過禁反言が信義則を根拠に適用されるのは、米国の法理を十分理解しなかったからだけではなく、ドイツ型の明白な制限・放棄という法理による影響をも受けていたからである。同法理は、客観的技術範囲を検討し制限する法理ではなく、客観的に明らかになった審査経過の内容を利用するものである。この際、判断対象となるのが出願人の意思とされているため、日本では信義則に準じられたものと思われる。

これら具体的な問題から明らかになったのは、均等論というものが、クレーム解釈という相対的に抽象的な権利範囲解釈手法であり、均等論は具体的実施形態を比較対象とする相対的に具体的な解釈手法であるということである。このために、それぞれが対象とするクレーム、被疑侵害対象というものの影響で判断時も異なることが明らかになり、また、各要件から逆に、各国の均等論の現在の性質が明らかになることも示した。